

議案第18号

岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月27日提出

岩倉市長 久保田桂朗

## 岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年岩倉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条第2項中「一年」を「1年」に、「(配偶者)」を「(配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」に改める。

第22条中「、第6条及び第7条」を「及び第6条」に、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定」を「の規定」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第5条、第6条及び第7条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項及び第17条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。